

第 15 章 その 他

1 公共事業箇所評価について

平成16年度から、秋田県の評価制度が改善され、その一環として公共事業箇所評価も新しく生まれ変わりました。

1 制度改善の背景

- (1) 経済の長期にわたる低迷や、国の三位一体改革などにより、県の財政状況は一段と厳しさを増し、限られた財源の効果的かつ効率的な活用が喫緊の課題となっている。
- (2) また、地方分権の進展に伴い、県政には、NPOなど地域の様々な主体とパートナーシップのもとに、地域の実情に即した主体的な地域経営を創意工夫しながら進めることが求められていることから、効果的な施策事業の適切な選択を図ることがますます重要となっている。
- (3) こうした状況の中で、県民ニーズや政策等の推進状況を的確に把握し、成果を重視した効率的な県政の推進や県民への説明責任の徹底を主目的に実施している政策等の評価の果たす役割は、これまで以上に大きくなっている。
- (4) このため、県政運営の基本となる「企画立案(plan)→実施(do)→評価(check)→改善(action)」のマネジメントサイクルの重要な一角を担う”評価”の更なる強化に向けた制度の改善・充実を図る必要がある。

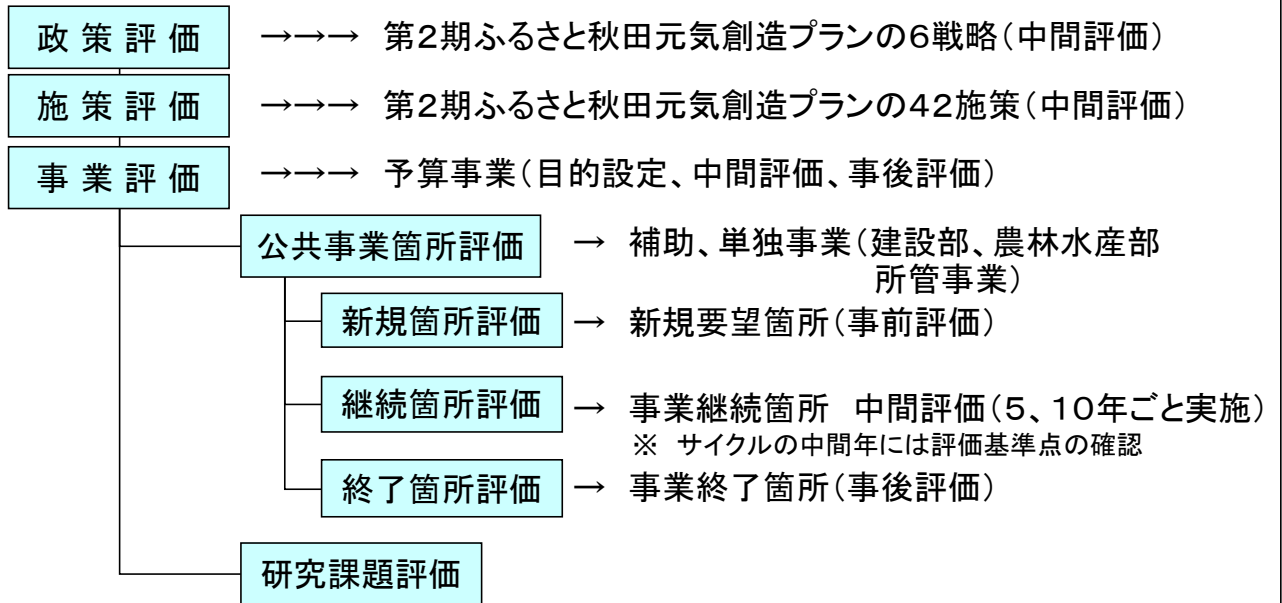
2 制度改善の目的

- (1) 適切な評価の実施と有効活用
 - ・厳格な評価の実施
 - ・評価結果の政策企画立案、予算編成などへの積極的活用
- (2) 評価制度の充実
 - ・評価基準の明確化等評価の客観性向上
 - ・適切な評価指標の設定
- (3) 県民への説明責任
 - ・評価のプロセスの透明化
 - ・迅速な情報提供

3 公共事業箇所評価について(秋田県公共事業評価体系図参照)

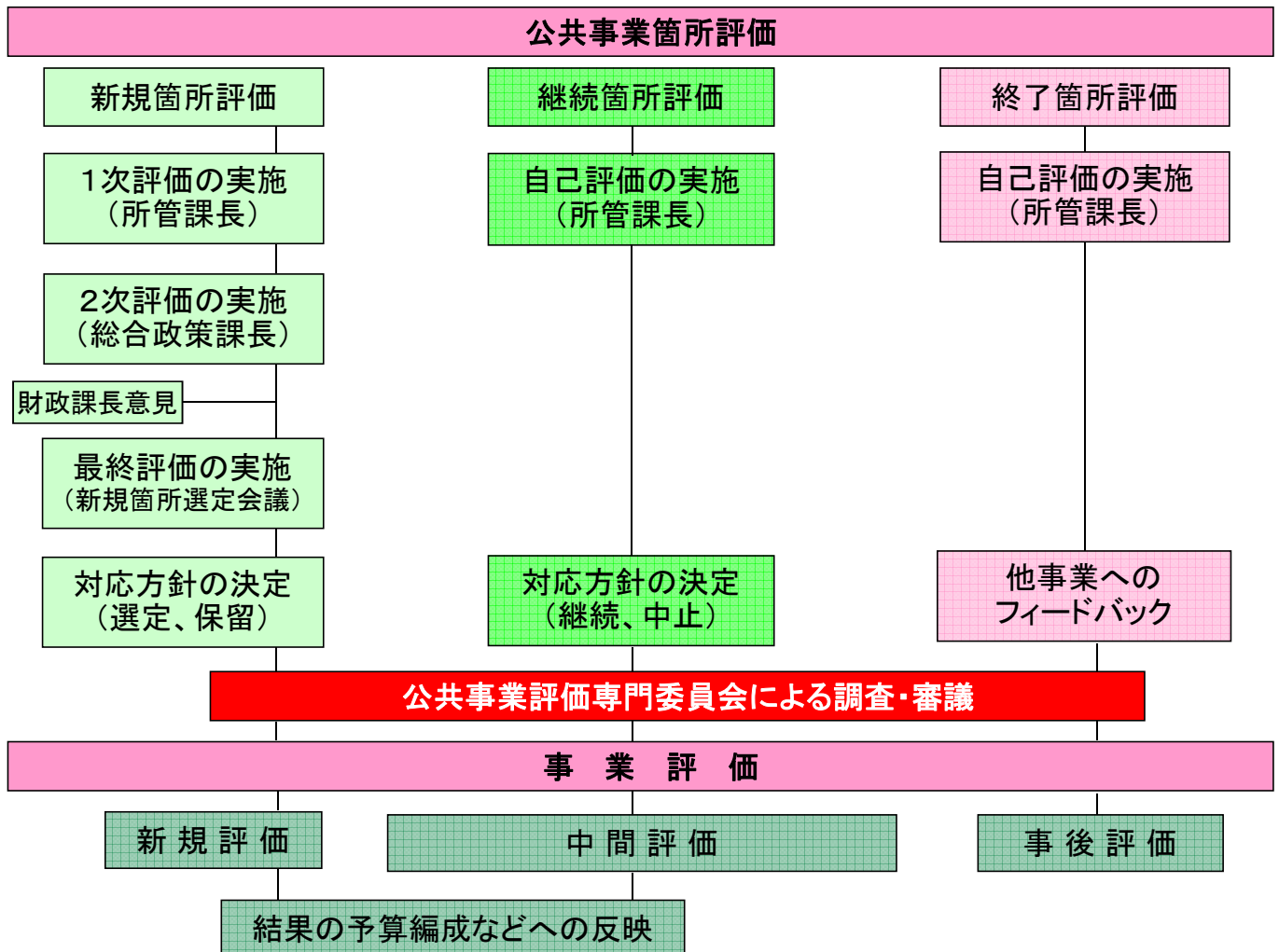
- (1) 制度の一元化
条例に基づく公共事業評価システムと、要綱に基づく公共事業箇所選定システムが並立し、制度の一貫性、明確さに欠けるため、評価条例に基づく制度(評価に関するマニュアル)に一本化している。
- (2) 公共事業箇所評価の位置付け
事業を構成する箇所ごとに、事業実施の背景、外部環境、目的、事業内容などが異なるため、箇所評価を重視した仕組みとして、事業評価の傘下に公共事業箇所評価を独立して位置付けている。
- (3) 外部評価委員会の審議
従来は、継続箇所評価(内部評価)と再評価(外部評価)を実施してきたが、新規箇所評価と終了箇所評価を加え、さらに継続箇所評価と再評価を一本化することにより、公共事業箇所評価は以下の3区分となっている。あわせて、評価の更なる充実及び透明性、客観性の確保の観点から、これら全てを外部評価委員会(公共事業箇所評価専門委員会)の審議の対象としている。
①「新規箇所評価」 ②「継続箇所評価」 ③「終了箇所評価」
- (4) 個別事業別判定基準の設定
より客観的で精度の高い評価を行うため、これまで一律に設定していた評価基準を、道路、河川、下水道事業など、個別の事業特性に応じて設定する。

知事が行う政策等の評価の体系(全体)



秋田県公共事業評価体系

スタート



2 あきたエコマネジメントシステムについて

1 秋田県庁の環境方針について

県の環境マネジメントシステムについては、平成13年3月にISO14001の認証を取得し、県自らが率先して環境配慮に取り組んできたところですが、ISOの仕組みが全庁に浸透してきたことから、平成22年3月の有効期限をもってISOの登録を更新せず、これまで蓄積したノウハウを活かした県独自の新たな環境マネジメントシステムである「あきたエコマネジメントシステム」を構築し、運用することとなりました。

このシステムは、これまでのISOに基づく環境マネジメントシステムにおける「環境方針」を継承しつつ、簡潔でわかりやすいよう事務処理を簡素化するなどの効率的な運用を図っていくほか、独自の「内部監査・外部評価」を導入することとしています。

○秋田県庁環境方針(平成22年4月1日～)

秋田県庁は、自らが行う事務事業活動が環境に及ぼす影響を継続的に改善していくため、次の方針に基づき積極的に行動します。

(1)総合的な環境保全施策の推進

「自然と人との共生」、「環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の構築」、「地球環境保全への積極的な取り組み」、「環境保全に向けての全ての主体の参加」を基本としながら、秋田県環境基本計画に掲げる環境保全施策を推進します。

(2)事業活動における積極的な環境配慮の実施

公共事業の実施において、公共事業環境配慮システムを基に、環境に配慮した事業を実施し、環境負荷の低減に努めます。

(3)秋田県庁環境保全率先実行計画の推進

オフィス活動において、秋田県庁環境保全率先実行計画をを基に、省エネルギー・省資源やグリーン購入を推進し、温室効果ガス排出量の削減など、環境負荷の低減に努めます。

(4)環境関連法規等の順守

環境に関する法令、条例、協定、その他の合意事項を順守し、環境汚染の防止に努めます。

2 建設部の取組

土地の形質の変更や建物の建築等を伴う公共事業は、事業の計画から施工に至る各段階において、周辺環境に少なからず影響を及ぼす行為であり、生態系をはじめとする各環境側面に対し、配慮を尽くす必要があります。

県庁内における建設部の事務・事業の特徴として次の2点があり、建設部ではこの2点を中心に環境への負荷の低減に取り組めます。

① 下水道や道路、河川などの公共事業(建設工事)を行っていること。

② 下水道終末処理場、空港、港湾、ダムなどの施設の運用や維持管理を行っていること。

【取組概要】

(1) 公共事業(建設工事)について

「秋田県公共事業に係る環境配慮方針」を定め、下水道、道路、河川、港湾、建築などの事業種別ごとに、事業の設計、施工及び管理の各段階において、環境へ配慮した取組に努めます。

(取組の具体例)

- ・地域の健全な生態系の維持に配慮する。
- ・環境保全に配慮した施工計画を立てる。
- ・建設廃棄物の削減とリサイクルに努める。

(2) 施設の維持管理について

下水道終末処理場、空港、港湾、ダムなどの施設における電気使用量の増加抑制を中心に取組を進めます。

(取組の具体例)

- ・下水道終末処理場の効率的な運転方法を検討・実施する。
- ・空港の融雪剤散布量の削減方法を検討・実施する。

3 委員会及び付属機関等

(H28.4.1現在)

名 称	担当する事務	委 員 員
秋田県収用委員会	土地収用法に基づき、収用又は使用の裁決(権利取得裁決及び明渡裁決)、和解、協議の確認等を行う。	会 長 平 川 信 夫 (弁護士) 会長代理 面 山 恭 子 (弁護士) 委 員 菅 原 佳 典 (弁護士) " 野 口 修 平 (損保ジャパン日本興亜(株)秋田支店顧問) " 米 森 萬 壽 美 (秋田県農業協同組合中央会 副会長) " 木 村 充 (秋田県木材産業協同組合連合会専務理事) " 千 田 幸 紀 (不動産鑑定士) 予備委員 三 浦 清 (弁護士) " 武 田 哲 也 (秋田県社会福祉事業団理事長)
秋田県建設工事紛争審査会	建設工事の請負契約に関する紛争についてあっせん、調停及び仲裁を行う。(建設業法第25条)	会 長 長 岐 和 行 (弁護士) 会長代理 古 谷 薫 (弁護士) 委 員 鈴 木 玲 子 (一級建築士) " 佐 藤 了 子 (聖霊女子短期大学准教授) " 阿 部 千 鶴 子 (司法書士) " 山 本 隆 弘 (弁護士) " 石 田 英 憲 (弁護士) " 谷 川 原 郁 子 (一級建築士) " 湯 沢 隆 市 (一級建築士) " 桜 田 良 治 (秋田工業高等専門学校教授)
秋田県建設業審議会	建設業の改善に関する重要事項を調査、審議する。(建設業法第39条の2第1項)	会 長 長 岐 和 行 (弁護士) 会長代理 及 川 洋 (秋田大学名誉教授) 委 員 佐々木 幸子 (一級建築士) " 伊 藤 まり子 (秋田県商工会女性部連合会会長) " 小 林 泰 樹 (元秋田労働局長) " 小 玉 喜 久 子 (秋田県地域婦人団体連絡協議会会長) " 三 村 敏 子 (JAあきた女性組織協議会副会長) " 渡 邊 政 義 (国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所長) " 穂 積 志 (秋田県市長会会長(秋田市長)) " 加 藤 和 夫 (秋田県町村会副会長(八峰町長)) " 菅 良 弘 (秋田県建設産業団体連合会会長) " 村 岡 淑 郎 (秋田県建設業協会会長) " 阿 部 公 雄 (秋田県空調衛生工事業協会会長) " 石 川 武 清 (秋田県県土整備コンサルタンツ協会会長)
秋田県入札制度適正化推進委員会	県が発注した建設工事に関し、入札・契約手続の運用状況等について報告を受け、その内容を審議する。	委 員 長 菅 原 佳 典 (弁護士) 委員長代理 及 川 洋 (秋田大学名誉教授) 委 員 千 葉 一 明 (秋田県行政書士会会長) " 相 馬 智 子 (一級建築士、設備設計一級建築士) " 遠 藤 宏 (東日本建設業保証(株)秋田支店長)
秋田県建築審査会	建築基準法に規定する同意及び行政不服審査請求の裁決、その他同法の調査審議を行う。	会 長 松 本 真 一 (秋田県立大学システム科学技術学部長) 委 員 竹 田 勝 美 (弁護士) " 南 園 佐 知 子 (秋田大学医学部助教) " 松 渕 秀 和 ((一財)秋田経済研究所 所長) " 小 野 地 紀 子 (大仙市総務部契約検査課) " 山 口 邦 雄 (秋田県立大学システム科学技術学部教授) " 佐 々 木 亮 (秋田市都市整備部建築指導課長)

名 称	担当する事務	委 員
秋田県建築士審査会	建築士法第28条の規定による二級建築士及び木造建築士試験に関する事務及び法に基づく権限に属させられた事項の処理を行う。	委 員 渡 邊 淳 悦 (建築士) " 佐 々 木 徹 (建築士) " 高 橋 いち子 (建築士) " 柳 谷 節 子 (建築士) " 半 田 志保子 (建築士) " 松 橋 雅 子 (建築士) " 三 浦 亨 子 (建築士) " 樋 渡 裕 輔 (建築士)
秋田県都市計画審議会	1. 都市計画区域の指定等の意見答申 2. 知事の定める都市計画の議決 3. 都市計画に関する事項についての関係行政機関への建議	《学識経験者》 会 長 山 口 邦 雄 (秋田県立大学システム科学技術学部教授) 委 員 高 瀬 俊 作 (秋田県農業会議副会長) " 村 田 勝 敬 (秋田大学医学部教授) " 三 浦 征 善 (秋田商工会議所常議員) " 木 元 慎 一 (弁護士) " 平野内 マリ子 (一級建築士) " 森 園 浩 一 (国際教養大学国際教養学部教授) " 大 塚 満 彦 (公募委員) " 高 久 臣 平 (公募委員) 《関係行政機関職員》 委 員 川 瀧 弘 之 (東北地方整備局長) " 永 松 健 次 (東北運輸局長) " 松 尾 元 (東北農政局長) " 小 嶋 典 明 (秋田県警察本部長) 《市町村長代表者》 委 員 門 脇 光 浩 (仙北市長) 《県議会議員》 委 員 北 林 康 司 (秋田県議会議員) " 佐 藤 雄 孝 (") " 沼 谷 純 (") 《市町村議会議長代表者》 " 高 橋 猛 (秋田県町村議会議長会会長)
秋田県開発審査会	1. 開発許可処分等の審査請求に対する裁決 2. 市街化調整区域内における開発行為を許可する場合の議決	委 員 山 口 邦 雄 (秋田県立大学システム科学技術学部教授) " 木 元 慎 一 (弁護士) " 平野内 マリ子 (一級建築士) " 高 瀬 俊 作 (秋田県農業会議副会長)
秋田県屋外広告物審議会	広告物の許可、禁止区域の指定又は変更及び許可基準設定等の知事諮問に対する答申	《学識経験者》 委 員 遠 藤 敏 明 (秋田大学教育文化学部教授) " 菅 原 香 織 (秋田公立美術大学助教) " 佐 々 木 桃 子 (大館青年会議所広報担当理事) " 柴 田 誠 (秋田県商工会議所連合会常任幹事) " 高 橋 直 美 (秋田県建築士会女性委員会委員) " 齊 藤 育 雄 (秋田県飲食業生活衛生同業組合理事長) " 齊 藤 純 子 (前横手地域づくり協議会会長) 《広告業者》 委 員 石 井 正 幸 (秋田県屋外広告美術協同組合理事長) 《興行場営業者》 委 員 元 木 崇 (秋田県興行生活衛生同業組合常務理事) 《県及び関係行政機関職員》 委 員 前 佛 和 秀 (秋田県建設部長) " 渡 部 信 雄 (秋田県警察本部生活安全部長)

名 称	担当する事務	委 員
秋田県景観保全 審議会	1. 景観保全基本方針、届出 行為景観保全基準等の設 定等の意見答申 2. 届出行為景観保全基準に 基づく勧告の意見答申 3. その他景観保全に関する 重要事項の意見答申	会 長 松 橋 雅 子 (一級建築士) 委 員 阿 部 邦 子 (国際教養大学国際教養学部助教) " 荒 樋 豊 (秋田県立大学生物資源科学部教授) " 鎌 田 光 明 (秋田工業高等専門学校助教) " 菊 地 道 彦 (角館まちづくり研究所) " 佐 藤 勝 美 ((株)プルーフあいアーキテクト代表取締役) " 蒔 田 明 史 (秋田県立大学生物資源科学部教授)
秋田県地方港湾 審議会	重要港湾及び地方港湾に関す る重要事項の調査審議	《学識経験者》 委 員 川 島 毅 (日本港湾協会理事) " 梅 森 栄利子 ((社)大学女性協会) " 佐々木 信 子 (能代市区画整理審議会委員) " 松 橋 雅 子 (秋田県景観保全審議会委員) " 鈴 木 玲 子 (元秋田港長期構想委員会委員) 《港湾関係者》 委 員 米 沢 正 (株)マリーナ秋田 代表取締役) " 安 達 慎 司 (日本通運(株) 秋田支店長) " 藤 田 博 英 (秋田県漁業協同組合長) " 佐 伯 優 (秋田船川水先区水先人会 会長) " 西 宮 公 平 (秋田海陸運送(株) 代表取締役社長) " 鈴 木 紀 彦 (全日本港湾労働組合秋田支部執行委員長) " 嶋 田 康 子 (日の出運輸企業(株) 代表取締役) " 仲 村 こずえ (株)レジーナ執行役員貿易部本部長) 《関係行政機関》 委 員 川 瀧 弘 之 (東北地方整備局長) " 米 川 弘 晃 (第二管区海上保安本部秋田海上保安部長) " 永 松 健 次 (東北運輸局長) " 笠 井 俊 彦 (財務省函館税関長) 《港湾関係自治体》 委 員 穂 積 志 (秋田市市長) " 齊 藤 滋 宣 (能代市長) " 渡 部 幸 男 (男鹿市長) " 長 谷 部 誠 (由利本荘市長) 《秋田県議会議員》 委 員 佐 藤 雄 孝 (秋田県議会議員) 《幹事》 幹 事 遠 藤 源 (国土交通省東北地方整備局秋田港湾事務所長) " 木 村 和 博 (国土交通省東北運輸局秋田運輸支局長) " 田 牧 鉄 朗 (財務省函館税関秋田船川税関支署長) " 前 佛 和 秀 (秋田県建設部長) " 竹 村 勉 (秋田県建設部港湾空港課長)

名 称	担当する事務	委 員
公共事業評価 専門委員会	県が実施した公共事業箇所評価(新規・継続・再評価・終了)の実施状況を調査・審議	《学識経験者》 委員長 松 渕 秀 和 ((一財)秋田経済研究所 専務理事所長) 委 員 阿 部 邦 子 (国際教養大学助教) " 一 色 順 子 (日本防災士会秋田県支部 副支部長) " 井良沢 道 也 (岩手大学農学部教授) " 込 山 敦 司 (秋田県立大学システム科学技術学部准教授) " 齊 藤 靖 子 (男鹿「萬盛閣」女将) " 徳 重 英 信 (秋田大学大学院理工学研究科教授) " 永 吉 武 士 (秋田県立大学生物資源科学部准教授) " 藤 原 絹 子 (特定非営利活動法人秋田花まるっぐリーゾーリズム 推進協議会 事務局長) " 山 本 まゆみ (マックスパリュ東北(株) 環境・社会貢献部長)
秋田県国土利用 計画審議会	国土利用計画県計画、同市町村計画及び土地利用基本計画に関する調査、審議(国土利用計画法第38条第1項)	会 長 井 上 正 鉄 (秋田大学名誉教授) 会長代理 山 口 邦 雄 (秋田県立大学システム科学技術学部准教授) 委 員 後 藤 久 美 (秋田県農業会議副会長) " 加 藤 政 光 (秋田県商工会連合会理事) " 佐 川 博 之 (株)秋田魁新報社常務取締役) " 竹 田 勝 美 (弁護士) " 酒 井 俊 一 (秋田県森林組合連合会理事) " 笠 井 みち子 (秋田県消費者協会理事) " 日 野 智 (秋田大学大学院工学資源学研究科准教授) " 相 馬 完 (不動産鑑定士) " 戸 松 清 一 ((社)秋田県宅地建物取引業協会常務理事)
秋田県土地利用 審査会	注視区域・監視区域・規制区域の指定及び指定解除についての意見の申出または確認 土地取引の届出について勧告する場合及び遊休土地の利用促進のため勧告をする場合の意見の申出(国土利用計画法第39条第1項)	会 長 片 野 登 (秋田県立大学生物資源科学部教授) 会長代理 備 前 雄 一 (秋田県森林組合連合会理事) 委 員 山 本 尚 子 (弁護士) " 渡 部 育 子 (秋田大学教育文化学部教授) " 千 田 幸 紀 (不動産鑑定士) " 佐 藤 栄 子 (一級建築士) " 鈴 木 剛 (秋田県農業協同組合中央会常務理事)

4 建設部関係団体一覧表

団体名等	所在地	電話番号	代表者名
(一財)秋田県建設・工業技術センター	〒010-0941 秋田市川尻町字大川反170-177	018-863-4421	理事長 石黒 亙
秋田県土地開発公社	〒010-1407 秋田市上北手百崎字ニタ子沢5-5	018-892-6700	理事長(建設部長) 前佛和秀
(一財)秋田県建築住宅センター	〒010-0001 秋田市中通二丁目3-8(アトリオンビル5階)	018-836-7850	理事長(建設部建設技監) 柴田公博
(一財)秋田県総合公社	〒010-1623 秋田市新屋字砂奴寄4-6	018-896-7100	理事長(副知事) 堀井啓一

5 建設部本庁・地方機関一覧表

本庁 〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

建設政策課	TEL 018-860-2415	FAX 018-860-3800	河川砂防課	TEL 018-860-2511	FAX 018-860-3809
技術管理課	TEL 018-860-2431	FAX 018-860-3800	港湾空港課	TEL 018-860-2541	FAX 018-860-3804
都市計画課	TEL 018-860-2441	FAX 018-860-3845	建築住宅課	TEL 018-860-2561	FAX 018-860-3819
下水道課	TEL 018-860-2461	FAX 018-860-3813	営繕課	TEL 018-860-2582	FAX 018-860-3901
道路課	TEL 018-860-2483	FAX 018-860-3837			

地方機関

名称	住所	TEL	FAX
秋田港湾事務所	〒011-0945 秋田市土崎港西一丁目7番1号	TEL 018-845-2021	FAX 018-845-2270
船川港湾事務所	〒010-0511 男鹿市船川港船川字外ヶ沢134番地	TEL 0185-23-3721	FAX 0185-24-4780
能代港湾事務所	〒016-0807 能代市字大森山1番地2	TEL 0185-54-8246	FAX 0185-52-7732
秋田空港管理事務所	〒010-1211 秋田市雄和椿川字山籠49番地	TEL 018-886-3362	FAX 018-886-3365
大館能代空港管理事務所	〒018-3454 北秋田市脇神字葉岱21-144	TEL 0186-63-1001	FAX 0186-63-1009
鹿角地域振興局建設部	〒018-5201 鹿角市花輪字六月田1	TEL 0186-23-2301	FAX 0186-23-6074
砂子沢ダム管理事務所	〒017-0201 鹿角郡小坂町大字小坂字向125	TEL 0186-25-8227	FAX 0186-23-6074
北秋田地域振興局建設部	〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1	TEL 0186-62-3111	FAX 0186-62-9540
萩形ダム管理事務所	〒018-4432 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林	TEL 0186-77-2244	FAX 0186-77-2255
森吉ダム管理事務所	〒018-4511 北秋田市森吉字砂子沢下岱70番地	TEL 0186-76-2448	FAX 0186-76-2034
早口ダム管理事務所	〒018-3505 大館市早口字大割沢1番地	TEL 0186-59-2311	FAX 0186-59-2312
山瀬ダム管理事務所	〒018-3501 大館市岩瀬字大川目元渡4-198	TEL 0186-53-2011	FAX 0186-53-2013
山本地域振興局建設部	〒016-0815 能代市御指南町1番10号	TEL 0185-52-6101	FAX 0185-54-5226
素波里ダム管理事務所	〒018-3205 山本郡藤里町粕毛字鹿瀬内沢国有林	TEL 0185-79-1101	FAX 0185-79-1164
水沢ダム管理事務所	〒018-2501 山本郡八峰町峰浜水沢字水沢山13番地	TEL 0185-76-3945	FAX 0185-54-5226
秋田地域振興局建設部	〒010-0951 秋田市山王四丁目1番2号	TEL 018-860-3432	FAX 018-860-3836
旭川ダム管理事務所	〒010-0824 秋田市仁別字マンタラメ115番地の6	TEL 018-827-2040	FAX 018-827-2041
岩見ダム管理事務所	〒019-2742 秋田市河辺三内字財の神国有林地内	TEL 018-883-2301	FAX 018-883-2301
由利地域振興局建設部	〒015-8515 由利本荘市水林366番地	TEL 0184-22-5436	FAX 0184-22-5493
大内ダム管理事務所	〒018-0903 由利本荘市小栗山字岩船	TEL 0184-67-2767	FAX 0184-67-2261
仙北地域振興局建設部	〒014-0062 大仙市大曲上栄町13番62号	TEL 0187-63-3111	FAX 0187-63-1328
鎧畑ダム管理事務所	〒014-1204 仙北市田沢湖田沢字中山44番地7号	TEL 0187-42-2311	FAX 0187-42-2031
協和ダム管理事務所	〒019-2401 大仙市協和船岡字大川前8	TEL 018-893-2801	FAX 018-893-2803
平鹿地域振興局建設部	〒013-8502 横手市旭川一丁目3番41号	TEL 0182-32-6205	FAX 0182-32-0246
大松川ダム管理事務所	〒019-1101 横手市山内大松川字木戸口60番地	TEL 0182-53-3462	FAX 0182-53-3248
雄勝地域振興局建設部	〒012-0857 湯沢市千石町二丁目1番10号	TEL 0183-73-6164	FAX 0183-73-4206
皆瀬・板戸ダム管理事務所	〒012-0183 湯沢市皆瀬字小貝淵11-2	TEL 0183-46-2100	FAX 0183-46-2549